

2018年4月27日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第464号）

# 上海市総工会、企業連合会等、 2018年の賃上げ基準を発表 平均・下限ラインを引き下げ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市総工会、上海市企業連合会、上海市工商業連合会、上海市企業家協会は連名で、2018年3月23日付で『2018年上海市の企業賃金ガイドラインに関する意見』（以下『指導意見』という）を公布しました。上海市の企業が従業員の賃上げを実施する際の参考基準を提示したもので、2018年の賃上げ平均ライン、下限ラインを昨年から1%引き下げて、それぞれ8%、3%に設定しています。

### □ 平均・下限ラインを1%引き下げ

上海市の賃上げガイドラインは、上海市総工会が上海市企業連合会、上海市工商業連合会、上海市企業家協会とともに、同市経済の発展状況や消費者物価、労働市場、賃金水準等

【図表1】上海市の賃上げラインと最低賃金の推移

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
賃上げライン：上限	16%	16%	16%	14%	14%	-
平均	12%	12%	10%	9%	9%	8%
下限	5%	5%	4%	4%	4%	3%
月額最低賃金	1,620元	1,820元	2,020元	2,190元	2,300元	2,420元
最低賃金伸び率	11.7%	12.3%	11.0%	8.4%	5.0%	5.2%

（上海市人力資源・社会保障局のデータに基づき、中国アドバイザー一部作成）

に基づき、企業の賃上げ幅の基準に対して発表した指導意見となっています。

今回の『指導意見』では、賃上げの上限ラインを明確に提示しておらず、平均ライン、下限ラインについてはそれぞれ1%引き下げるとしています（『指導意見』第1条、第2条、図表1参照）。なお、注意すべき点として、「賃金水準が低い生産・サービスにおける現場従業員」の賃上げ幅について、引き続き、当該企業の従業員全体の賃上げ幅を下回らないことを要求しており、また高級管理職の賃上げ幅について、当該企業の従業員全体の賃上げ幅を下回ることを求めています（第3条）。

各賃上げラインの適用について、次ページの図表2にまとめましたので、ご参考ください。

【図表 2】賃上げラインの適用について

平均ライン	生産・経営が正常、効率および収益が上がっている企業	⇒賃上げ幅は 8%を参照
	前年の平均賃金水準が全市就業者平均賃金水準の 2 倍以上の企業	⇒賃上げ幅は 8%を下回る
	前年の平均賃金水準が全市就業者平均賃金水準の 60%より低い企業	⇒賃上げ幅は 8%を上回っても可
下限ライン	効率および収益が低下している企業	⇒賃上げ幅は 3%を参照
	生産・経営が困難で効率および収益が比較的劣る企業	⇒賃上げ幅は 3%を下回っても可

(『指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『指導意見』では、企業に対して、民主的管理プロセスを通じ、労働生産率の向上に相応して、合理的に平均賃上げ幅、および異なる職位の従業員の賃金水準を確定しなければならないとしています。また、政府の関連部門に対しても、企業の賃金分配に対する指導を強化し、労使双方の利益を同時に考慮し、調和を図り、安定を維持するよう求める姿勢に変わりはありません。

\*

通常、賃上げガイドラインは、省級や市級の人力資源・社会保障部門等が賃金設定の目安として発表しているものであり、地方によっては公布しない、あるいは定期的な公布はしていない場合もあります。詳細については、所在地の人力資源・社会保障部門にお問い合わせください。なお、『指導意見』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 4 ページからの中国語原文をご参照ください。

【ご参考】一部省・市の賃上げライン

	北京市	天津市	吉林省	河北省	甘肅省	河南省	四川省	広西省	福建省
賃上げライン：上限	14%	14%	12%	12%	13%	12%	12%	12%	12%
基準	8.5%	9%	7%	8%	7%	7.5%	7.5%	8%	8%
下限	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%	3%

※本稿発行の 2018 年 4 月末現在、上記各省・市では 2018 年の賃上げガイドラインが発表されていないため、直近の 2017 年時点のデータを掲載しています。

(各省・市人力資源・社会保障部門のデータに基づき、中国アドバイザー一部作成)

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

## 2018年上海市の企業賃金ガイドラインに関する意見

各区・局（産業）工会、各区企業連合会/企業家協会・工商業連合会、各持株（集団）会社：

企業の合理的な賃金引き上げを導くため、本市の経済発展、住民消費価格、賃金水準、人的コスト等の状況を総合的に考慮し、市の労働関係の三者による共同研究を経て、市総工会・市企業連合会/企業家協会・市工商業連合会は2018年の本市企業の賃金ガイドラインについて、以下のように意見を提出する。

- 1、平均ラインは8%である。生産経営が正常、経済効率・収益が伸びている企業は、平均ラインを参照して賃上げ幅を確定することができる。前年の平均賃金水準が全市の就業者平均賃金の2倍以上の企業は、賃上げ幅が平均ラインを下回らなければならない。前年の平均賃金水準が全市の就業者平均賃金水準の60%より低い企業は、賃上げ幅が適度に平均ラインを上回ることができる。
- 2、下限ラインは3%である。経済効率・収益が低下している企業は、下限ラインを参照して賃上げ幅を確定することができる。生産経営が困難で、経済効率・収益が比較的劣る企業は、賃上げ幅が下限ラインを下回ることができる。
- 3、企業は賃金の集団交渉等の民主的管理プロセスを通じて、合理的に平均賃上げ幅、および異なる職位の従業員の賃金水準を確定しなければならない。賃金水準の低い生産・サービスの現場従業員の賃金水準を引き上げるよう努力し、現場従業員の賃上げ幅が当該企業の従業員賃金の平均引き上げ幅を下回らないようにし、企業の高級管理職の賃上げ幅が当該企業の従業員賃金の平均引き上げ幅を下回るようにしなければならない。
- 4、企業の賃上げは労働生産率の向上に相応しなければならず、各区総工会・各産業工会・各区企業連合会/企業家協会・各区工商業連合会・各持株（集団）会社は企業の賃金分配に対する指導を強化し、企業と従業員双方の利益を同時に考慮し、労使関係の調和のとれた安定を維持しなければならない。

上海市総工会  
上海市企業連合会  
上海市工商業連合会  
上海市企業家協会

2018年3月23日

(中国語原文)

## 关于 2018 年本市企业工资指导线的意见

各区局（产业）工会，各区企业联合会/企业家协会、工商业联合会，各控股（集团）公司：

为引导企业工资合理增长，综合考虑本市经济发展、居民消费价格、工资水平、人工成本等情况，经市劳动关系三方共同研究，市总工会、市企业联合会/企业家协会、市工商业联合会就 2018 年本市企业工资指导线提出如下意见：

- 一、 平均线为 8%。生产经营正常、经济效益增长的企业，可参照平均线确定工资增长幅度。上年平均工资水平为全市职工平均工资二倍以上的企业，工资增长幅度应低于平均线；上年平均工资水平低于全市职工平均工资 60%的企业，增长幅度可适当高于平均线。
- 二、 下线为 3%。经济效益下降的企业，可参照下线确定工资增长幅度。生产经营困难、经济效益较差的企业，工资增长幅度可以低于下线。
- 三、 企业应当通过工资集体协商等民主管理程序，合理确定平均工资增长幅度，以及不同岗位人员的工资水平。应当努力提高工资水平偏低的生产服务一线岗位人员工资水平，一线职工工资增长幅度应当不低于本企业职工工资的平均增长幅度，企业高管的工资增长幅度应低于本企业职工工资的平均增长幅度。
- 四、 企业工资增长应当与劳动生产率提高相适应，各区总工会、各产业工会、各区企业联合会/企业家协会、各区工商业联合会、各控股（集团）公司要加强对企业工资分配的指导，兼顾企业和职工双方利益，维护劳动关系的和谐稳定。

上海市总工会  
上海市企业联合会  
上海市工商业联合会  
上海市企业家协会

2018 年 3 月 23 日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。